

図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

図書館条例の一部を改正する条例

図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運営に関する責務)</p> <p>第3条 図書館の運営については、図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第18条</u>の規定による基準によるほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をはじめとする民間団体の能力の活用に努めるものとする。</p>	<p>(運営に関する責務)</p> <p>第3条 図書館の運営については、図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第7条の2</u>の規定による基準によるほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をはじめとする民間団体の能力の活用に努めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。